

資源物の資源集団回収100%対応自治体と久喜宮代衛生組合の比較表

資料3
第4回審議会(H27.12.22)

団体名		横浜市(神奈川県)	新座市(埼玉県)	久喜宮代衛生組合	うち久喜市	うち宮代町
面積(k㎡)		435.2	22.8	98.4	82.4	16.0
人口(平成27年4月現在)		3,712,170	163,169	187,831	154,396	33,435
世帯(平成27年4月現在)		1,638,946	70,915	76,868	62,806	14,062
資源集団回収団体数		4,327	157	85	69	16
区数		—	61	337	259	78
回収地域	資源集団回収地域(%) ※久喜宮代衛生組合については、町内会系資源集団回収団体とマンション管理組合系団体の団体登録申請書に記載された回収対象世帯数/管内世帯数で計算	100%	100%	全區が資源集団回収団体となった場合の全団体数:388団体 (現行非自治体系団体数:51団体)		
	資源集団回収移行前の資源集団回収地域(%)	70%超	0% (モデル地区開始時に市長の地元町内会から開始)	21.6%	24.6%	8.3%
回収量	資源回収量全体(公共回収量+資源集団回収量)における資源集団回収回収量が占める割合(重量%) ※PTA等も含めた登録全団体	100%	100%	22.9%	25.2%	14.1%
	資源回収量全体(公共回収量+資源集団回収量)における町内会系資源集団回収団体とマンション管理組合系団体回収量が占める割合(重量%)	—	—	9.0%	9.5%	7.3%
公共回収から資源集団回収に100%移行することが決定してから、実際に達成するまでに要した年数		3年 (布類は4年)	17年 (モデル事業で10年、100%移行決定してから7年)	久喜市内訳 久喜地区:0.9% 菖蒲地区:0.0% 八甫地区:57.5%		
資源集団回収団体に対する報償金		3円/kg	4円/kg	7円/kg		
対象品目		紙類・布類 (その他、行政回収対象のびん類・缶類も報償金対象)	紙類・布類	紙類・布類		
回収	公共の集積所使用の可否	可 (ただし、公共回収のない日に置き場所をずらし、資源回収のステッカーを掲示する)	可 (同日にびん・缶・ペットボトルも集積所に出されており、行政が回収している)	可(ただし、資源類の公共回収のない日に限る)		
	行政による回収日の周知	周知しない	周知する			
	取り残し等の受付窓口	業者(行政に連絡があった場合は行政から業者に連絡)	行政から団体を通さず直接業者に連絡			
	自治会未加入者等への対応	公共施設等に回収ボックスを設置	なし			
	高齢者・障がい者等排出困難者への対応	行政による個別回収	なし (排出困難者向け制度自体が無い)	行政による個別回収		
回収業者数		184	17	19		
回収業者に対する助成金	回収業者に対する助成金の有無	あり	あり	なし		
	助成金の内容	貸切運賃等を考慮した基準価格から資源の市況価格等を除いた額の2分の1を奨励金として支給。 (平成26年度の市況価格では布類とびん類に対する奨励金のみ)	布類は4円/kg。それ以外は市況価格7円未満の際補助金を支給。市況価格7円から9円未満は0円、9円以上の場合は逆に業者に納入させる。			
助成金の実績(平成26年度)		45,970,000円	8,004,079円			
業者による組合等の有無		あり	なし	なし		
事務処理	実績報告書・交付申請書等の提出時期	毎月	毎月	3カ月に1回		
	実績報告書・交付申請書等の主たる作成者	回収団体と業者双方から提出させる(不正受給を避けるため)	回収業者が作成、団体は確認のみ	回収団体		
	報償金の交付時期	毎月	毎月	3カ月に1回		
	行政の事務担当者	申請書の確認・集計:業務委託 振込手続:正職員2人	正職員1人、臨時職員2人	正職員1人		